



倉吉市告示第165号

エキパル倉吉の設置及び管理に関する条例（平成22年倉吉市条例第20号）第5条及び倉吉市駐車場の設置及び管理に関する条例（昭和49年倉吉市条例第35号）第5条の規定により、エキパル倉吉並びに倉吉駅北口駐車場及び倉吉駅南口駐車場の指定管理者の指定をしたので、倉吉市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年倉吉市条例第85号）第7条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成26年12月19日

倉吉市長 石田 耕太郎



施設の名称	指定管理者		指定期間
	所在地	名称及び代表者	
エキパル倉吉 倉吉駅北口駐車場 倉吉駅南口駐車場	鳥取県倉吉市上井 195番地12号	特定非営利活動法人ふるさと 遊誘駅舎館 理事長 牧野 光照	平成27年4月1日から 平成32年3月31日まで